

○太子町教育委員会傍聴人規則

令和5年2月16日教育委員会規則第2号

太子町教育委員会傍聴人規則

太子町教育委員会傍聴人規則（昭和32年規則第7号）の全部を改正する。

（趣旨）

**第1条** この規則は、太子町教育委員会会議規則（平成6年太子町教育委員会規則第4号）第14条第2項の規定に基づき、太子町教育委員会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定める。

（傍聴の手続）

**第2条** 会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴人」という。）は、所定の場所で傍聴人受付簿（様式第1号）に自己の住所及び氏名を記入し、事務局職員の指示を受けて傍聴席に入らなければならない。

（傍聴人の定員）

**第3条** 傍聴人の定員は、会議場の面積等を勘案して、太子町教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が定める。

2 教育長は、傍聴席が満員になったとき又は会議の運営上必要があると認めるときは、傍聴を制限することができる。

（議場への入場禁止）

**第4条** 傍聴人は、議場に入ることができない。

（傍聴することができない者）

**第5条** 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- （1） 凶器その他、人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのあるものを携帯している者
- （2） 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕等を携帯している者
- （3） 鉢巻、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメット等を着用し、又は携帯している者
- （4） 拡声器、笛、ラッパ、太鼓その他の楽器等を携帯している者
- （5） 酒気を帯びていると認められる者
- （6） 前各号に掲げるもののほか、議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者

2 教育長が必要と認めるときは、傍聴人に対し事務局職員をして前項第1号から第4号までに規定する物品を携帯しているか否かを質問させることができる。

3 教育長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。

(傍聴人の守るべき事項)

**第6条** 傍聴人は、傍聴席にあるときは静粛を旨とし、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 携帯電話、スマートフォン等の電子機器については、電源を切り、又はマナーモードにすること。
- (2) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (3) 談論し、放歌し、高笑し、騒ぎ立てないこと。
- (4) 鉢巻、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメット等を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕等を掲げるなど、示威的行為をしないこと。
- (5) 飲食又は喫煙しないこと。
- (6) みだりに席を離れないこと。
- (7) 不体裁な行為又は人の迷惑となる行為をしないこと。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、議場及び傍聴席の秩序を乱し、又は議事の妨害となる行為をしないこと。

(撮影及び録音の禁止)

**第7条** 傍聴人は、傍聴席において、写真撮影、録画、録音等をしてはならない。ただし、教育長の許可を得た場合は、この限りではない。

(傍聴人の退場)

**第8条** 教育長は、秘密会を開くとき又は傍聴人がこの規則に違反したと認めるときは、直ちに傍聴を禁止し、傍聴人に退場を命ずることができる。

(事務局職員の指示)

**第9条** 傍聴人は、事務局職員の指示に従わなければならない。

(委任)

**第10条** この規則に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、教育長が定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(太子町教育委員会傍聴人規則の廃止)

2 太子町教育委員会傍聴人規則（昭和32年規則第7号）は、廃止する。